



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

名古屋市政記者クラブ同時

2020年9月10日（木）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ

担当 近藤、寺澤

内線 5031・5036

ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2020年9月号（No. 387）＞

トイレ詰まりで高額請求トラブルが急増中！ ～契約は慌てず慎重に～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「突然のトイレ詰まりで、ネットの広告や郵便受けに投函されていたマグネット広告によって知った業者に慌てて修理を依頼したところ、高額な費用を請求された。」という相談が多数寄せられており、直近の5か月間では、前年同期に比べ4倍に急増しています。（2020年4月～2020年8月 40件※、前年同期10件）

※ 愛知県及び市町村がPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ（2020年9月7日現在）に基づいて集計しています。

特 徴

- ネットの広告やマグネット広告には、「トイレの詰まり〇千円から」、「見積り〇円」、「業界最安値」、「安心料金」など、低料金で済むかのような目を引くうたい文句が表示されています。
- 修理に来た業者が、「いま作業をしないと大変なことになる」などと、消費者の不安を煽り、追加の修理や工事を次々に勧め、その場で高額な契約をせかします。

アドバイス

- ネットやマグネット広告には、基本料金しか表示されていないものもあります。広告を鵜呑みにしないで、電話等で申し込む際には、「出張費」や「夜間料金」、「点検料」など、修理費用の概算をしっかりと確認しましょう。
- 見積りは、作業に取り掛かる前に、必ず書面でもらいましょう。
- 最初に依頼した修理とは異なる工事等を勧められても、その場で契約せず、他の業者から見積りを取るなど、本当に必要な工事かどうか、よく検討しましょう。
- 市町村によっては、指定工事業者の紹介や相談に対応している場合もあります。お住まいの市町村にも問い合わせてみましょう。
- 納得のいかない請求をされた場合、慌てて支払う前に「消費者ホットライン188」に相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。